

接続約款変更届出書

令和3年2月16日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

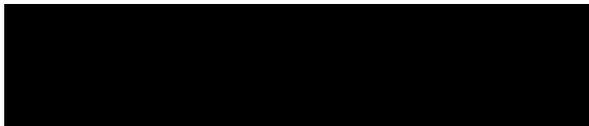
住所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏名 そふとばんくかぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年2月24日
------	-----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧														
<p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 67 条の 2 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能 <u>又は 00XY MVNO 回線管理機能</u>の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p>ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 網使用料の適用対象</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</td> <td> <p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p> <p><u>ウ 00XY MVNO 回線管理機能を利用する契約者回線は、本機能に係る費用の支払いを要しません。</u></p> </td> </tr> <tr> <td><u>(3) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u></td> <td> <p><u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u></p> <p><u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	網 使 用 料 の 適 用		(1) 網使用料の適用対象	(略)	(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	<p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p> <p><u>ウ 00XY MVNO 回線管理機能を利用する契約者回線は、本機能に係る費用の支払いを要しません。</u></p>	<u>(3) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<p><u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u></p> <p><u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払</u></p>	<p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第 67 条の 2 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 (略)</p> <p>料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">網 使 用 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 網使用料の適用対象</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</td> <td> <p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	網 使 用 料 の 適 用		(1) 網使用料の適用対象	(略)	(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	<p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p>
網 使 用 料 の 適 用															
(1) 網使用料の適用対象	(略)														
(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	<p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p> <p><u>ウ 00XY MVNO 回線管理機能を利用する契約者回線は、本機能に係る費用の支払いを要しません。</u></p>														
<u>(3) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い</u>	<p><u>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</u></p> <p><u>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払</u></p>														
網 使 用 料 の 適 用															
(1) 網使用料の適用対象	(略)														
(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	<p>ア MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。</p>														

いを要するものとします。

2 料金額 (略)

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式 (デジタル通信モード) 接続機能	(略)	(略)	(略)
(3) MNP 転送機能	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(5) 直収パケット接続機能(L2 接続)	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)
(6) MVNO 回線管理機能	(略)	(略)	(略)
(7) 00XY MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	76 円	月額

第2表 工事費

1 適用(略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1) トランスレータ変更工事費	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケ	(略)	(略)	(略)

2 料金額 (略)

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式 (デジタル通信モード) 接続機能	(略)	(略)	(略)
(3) MNP 転送機能	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(5) 直収パケット接続機能(L2 接続)	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)
(6) MVNO 回線管理機能	(略)	(略)	(略)

第2表 工事費

1 適用(略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1) トランスレータ変更工事費	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケ	(略)	(略)	(略)

ット接続に係るデータ設定工事費				
	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(3) 00XY 自動付与機能に係る設定工事費</u>	<u>00XY 自動付与機能により当社の加入者交換機又は中継交換機で自動的に付与する事業者識別番号を設定又は変更する工事に要する費用</u>	<u>1 工事ごとに</u>	<u>1(適用)第 1 欄のとおり</u>	<u>二</u>

第 4 表 その他の費用

第 1 3G チップの利用に係る費用

区 分	単 位	形 状	料 金 額	備 考
3G チップの利用に係る費用	1 枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(micro タイプ)又は 4FF(nano タイプ)	256 円	直収ポケット接続機能、 <u>5G(NSA 方式)直収ポケット接続機能及び 00XY 自動付与機能</u> での利用が可能です。

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)
IMT-2000 方式(デジタル通信)	(略)	(略)

ット接続に係るデータ設定工事費				
	(略)	(略)	(略)	(略)

第 4 表 その他の費用

第 1 3G チップの利用に係る費用

区 分	単 位	形 状	料 金 額	備 考
3G チップの利用に係る費用	1 枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-UICC(micro タイプ)又は 4FF(nano タイプ)	256 円	直収ポケット接続機能での利用が可能です。

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)
IMT-2000 方式(デジタル通信)	(略)	(略)

モード)接続機能			モード)接続機能		
MNP 転送機能	(略)	(略)	MNP 転送機能	(略)	(略)
メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)
直収パケット接続機能	(略)	(略)	直収パケット接続機能	(略)	(略)
5G(NSA 方式)直収パケット接続機能	(略)	(略)	5G(NSA 方式)直収パケット接続機能	(略)	(略)
MVNO 回線管理機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNO サービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能(00XY MVNO 回線管理機能にかかる機能を除きます。)	(略)	MVNO 回線管理機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNO サービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	(略)
<u>00XY 自動付与機能</u>	<u>仮想携帯電話事業者が指定する相互接続点と、仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者回線との間の 3G 特定接続サービス及び 4G 特定接続サービスによる、電気通信番号(電気通信番号規則別表第 1 号、第 4 号及び第 6 号に規定する電気通信番号に限ります。)に係る通信(通話に限ります。)について、仮想携帯電話事業</u>	<u>MVNO サービス契約以外の契約者回線は利用できません。</u> <u>1 の仮想携帯電話事業者につき 1 の事業者識別番号を希望することができます。</u>			

	<u>者が希望する電気通信番号規則別表第 10 号に規定する事業者設備識別番号を自動的に付与する機能</u>		
<u>00XY MVNO 回線管理機能</u>	<u>00XY 自動付与機能を利用する仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNO サービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能</u>	<u>(略)</u>	
<p>1-2 個別占有的接続機能 (略)</p> <p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用</p> <p><u>(添付 1)</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則(令和 3 年 2 月 16 日 MKS2102110000160001)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日 から実施します。</u></p>			<p>1-2 個別占有的接続機能 (略)</p> <p>別表 2 接続形態</p> <p>1 適用</p> <p><u>(添付 2)</u></p> <p>附則</p> <p>(略)</p>

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能、5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者の中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能、5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能、5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者、IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <p>表の適用記載内容</p> <table border="1"> <tr> <td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能に係る通信</td> </tr> </table> <p>ウ 経由事業者に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。</p> <p>エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。</p> <p>オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。</p> <p>カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。</p> <p>キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。</p> <p>コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。</p>	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1に(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能及び5G(NSA方式)直収パケット接続機能に係る通信																					